

(別紙1)

**SNS を活用した就職氷河期世代への情報アウトリーチ総合事業業務委託  
参加仕様書**

1 委託業務の名称 SNS を活用した就職氷河期世代への情報アウトリーチ総合事業

2 委託業務の目的

雇用環境が厳しい時期に就職活動を迎えた就職氷河期世代は、希望する業種や企業に就職できず、その中には、不本意ながら不安定な仕事に就いている、長期にわたり無業の状態にある、社会参加に向けて支援を必要とする状態にあるなど、現在も多くの方が継続的な支援を必要としている。

こうした中、県では就職氷河期世代専用の相談窓口「マイチャレ三重」において、関係機関と連携しながら、相談から就職、定着までの切れ目ない支援を行うとともに、就労体験等の受入先となる企業等の開拓に取り組んでいる。一方で、これらの就労支援は支援対象者の一部にしか届いておらず、効果的な方法により更なる周知に努めることが必要である。

このため本事業において、SNS を活用し、就職氷河期世代支援策に関するきめ細かな情報発信を行い、支援対象者やその家族に対する情報のアウトリーチを図るとともに特に不本意非正規雇用者に向けてターゲティング広告を行うことで、各種支援策の利用を促進する。

3 委託業務の概要

(1) 委託期間

契約日から令和7年3月21日(金)まで

(2) 委託業務の内容

別添「SNSを活用した就職氷河期世代への情報アウトリーチ総合事業業務委託業務仕様書」のとおり

4 契約上限額 4,508,460円(消費税及び地方消費税を含む)

※この金額は、合算した経費であり事業毎の上限額は次のとおりです。

SNS を活用した就職氷河期世代への情報アウトリーチ事業：3,509,000円  
不本意非正規雇用者等就労支援事業：999,460円

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 参加者資格

ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 6 企画提案コンペの実施方法

提案者は下記に定める書類を提出期限までに提出すること。三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「SNSを活用した就職氷河期世代への情報アウトリーチ総合事業業務委託 企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案を選定する。

### (1) 企画提案コンペ参加資格確認の申請

#### ア 提出書類

##### ①企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

※必要な場合は、委任状（第2号様式）を提出すること。

##### ②「登記簿謄本」、「現在事項証明書」または「代表者事項証明書」の写し

※複数の事業者から成る共同事業体による参加の場合は、当該共同事業体のすべての構成団体について書類が必要です。

##### ③共同事業体協定書兼委任状（第3号様式）

※複数の事業者から成る共同事業体による参加の場合に提出すること。

また、上記様式とともに事業体の組織規定や会則、契約書等の写しを添付すること。

イ 提出期限 令和6年4月25日（木）17時まで

ウ 提出先 三重県雇用経済部雇用対策課

エ 提出方法 持参又は郵便

オ 結果通知 令和6年5月10日（金）までに通知する。

### (2) 企画提案書等の提出

#### ア 提出書類及び部数

##### ①企画提案書・・・10部

企画提案書には、仕様書の内容を踏まえ、以下（ア）～（オ）の内容を簡潔に示してください。また、企画提案書は、両面印刷のうえ長辺を綴じて30頁以内で作成してください。

#### （ア）内容

##### 【SNSアカウントの開設及び運用】

- ・実施計画（提案コンセプト、投稿スケジュール、各回の投稿までの実施手順等）
- ・PR漫画の概要（コンセプト、絵柄のイメージ、ページ数等）
- ・各SNSによる情報発信の概要（各SNS特性の活用方法、記事内容等）
- ・各SNSにおける数値目標（項目、目標数）
- ・各SNSアカウントの認知度向上につながる取組
- ・投稿を拡散するための工夫
- ・フォローやいいね！を増やすための施策（ハッシュタグの内容等）
- ・コメントやメッセージへの対応方法

##### 【SNS広告の配信】

- ・具体的なターゲット層や広告の内容のほか、XやYouTube以外のSNSの提案など

##### 【効果測定】

- ・測定方法、測定指標

## 【その他】

- ・投稿や広告等に対する反応の分析方法と改善方策
- (イ) 業務の実施体制
  - ・業務実施体制（実施責任者、担当者の役職、氏名）
  - ・業務に関連するその他の組織等との連携体制
- (ウ) その他の提案
  - ・その他アピールポイントについて
  - ・その他契約額の範囲内で、本事業の趣旨を実現するため、他に魅力的な追加提案があれば記載のこと。

②見積書・・・10部

③参考資料・・・10部

提案事業者の活動概要がわかる資料（組織概要や体制等がわかる書類。自社パンフレット等でも可。）を提出してください。また、直近3年間に同様の事業に取り組んだ実績がある場合は、その内容がわかる資料も添付してください。

### イ 提出期間

参加資格確認結果の通知から令和6年5月21日（火）17時まで

ウ 提出先 三重県雇用経済部雇用対策課

エ 提出方法 持参又は郵便

## (3) 選定のための評価基準

### ①目的適合性

- ・委託業務の目的と提案内容が合致しているか。

### ②企画性

- ・PR漫画の内容が支援対象者への訴求力が高い内容であるか。
- ・各SNSアカウントの認知度向上につながる効果的な取組が提案されているか。
- ・各SNSの特性を活かした、「フォロワー」や「いいね」、「シェア」を多数確保することができる手法が提案されているか。
- ・効果的なターゲティング広告の内容が提案されているか。

### ③実現可能性

- ・経営面及び技術面から実現可能な提案がなされているか。
- ・実施スケジュールは具体的であり、計画を確実に実行できる体制が整備された提案がなされているか。

### ④意欲・創意工夫

- ・業務の実施に対する意欲や独自の工夫がみられるか
- ・意欲的な目標設定となっているか

### ⑤経済性

- ・事業の実施に必要な経費が事業内容から見て適切に見積もられているか。
- ・費用対効果の観点から事業予算額は効率的であるか。

## (4) 第1次審査（書面審査）の実施

提案者が5者を超えた場合、適否評価及び企画提案書等による書類審査を行う。審査の結果は、全ての提案者に速やかに通知する。第1次審査により落選とされた提案は選定対象から除外し、第2次審査は行わない。

## (5) 第2次審査（プレゼンテーション審査）の実施

提案者によるプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者を決定する。プレゼンテーション審査に参加した全ての提案者に速やかに通知する。

ア 実施日時 令和6年5月30日（木）午前（予定）

イ 実施場所 三重県津市広明町 13 番地 三重県庁 8 階 雇用経済部会議室

## 7 質疑応答

本企画提案コンペにかかる質問事項の取扱いについては、下記のとおりとする。

- (1) 質問の受付期間 令和 6 年 4 月 22 日 (月) 正午まで
- (2) 質問の方法 ファックスまたは電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- (3) 質問に対する回答

質問内容に対する回答は、令和 6 年 4 月 23 日 (火) 17 時までに三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載する。質問申請の有無にかかわらず、企画提案書等を提出する前に、質問内容に対する回答ページを確認すること。

## 8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書 (その 3 未納税額がないこと用 (有料)) (所管税務署が企画提案書提出期限の 6 ヶ月前まで発行したもの) の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の 6 ヶ月前までに発行したもの (無料)) の写し
- (3) 過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

## 9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者 (以下これらを「更生 (再生) 手続中の者」といいます。) のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者 (会社更生法第 199 条 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 17 条 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り) が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とする。  
また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生 (再生) 手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約は、三重県雇用経済部雇用対策課において行う。

## 10 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

## 11 契約代金の支払い方法及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

## 12 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### 1 3 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

### 1 4 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
  - ウ 発注所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

### 1 5 その他

- (1) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (3) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- (4) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により罰則があるので留意すること。

### 1 6 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部雇用対策課若者・女性雇用班 担当：小宮、櫻本

Tel：059-224-2465 FAX：059-224-3024 E-mail：koyou@pref.mie.lg.jp